ぽかぽか通信 NO.46

2023.4 月

ぽかぽか★サポートチーム(原発賠償ひょうご訴訟)事務局発行　http://pokapoka-hyogo.weebly.com/

10 年近くたたかってきた裁判が、いよいよ結審です。

この訴訟は、東京電力福島第１原発事故でかけがえのない「あたり前の日常」を破壊された被害者が、完全賠償だけでなく医療的措置を含めた十分な恒久的補償制度を確立させ、憲法上の自己決定を尊重する「避難する権利」を勝ち取り、東電の重度の過失責任とそれを放置してきた国の責任を明確にすることを通じて、地球上で二度と同じような惨事を繰り返させない安心できる社会を実現して、「子どもたちの未来」を取り戻すことを求めている集団訴訟です。
原告数は、第一次訴訟（2013 年 9 月）17 世帯 50 人、第二次訴訟(2014 年 3 月)10 世帯 27 人、第三次訴訟(2015 年 3 月)4 世帯 7 人、合計で 31 世帯 84 人です。

第 48回期日

最終弁論期日　5 月 30 日(火)

14:00～16:00頃

神戸地方裁判所101法廷

閉廷後に報告会
場所:あすてっぷ神戸セミナー室１
Web にて模擬法廷あり

弁護団より（辰巳裕規弁護団事務局長）

～いよいよ結審～

2013 年 9 月 30 日に提訴（第一次）をしてから既に約９年半以上が経過し、ようやく最終弁論期日を 2023 年 5 月 30 日に迎えることとなります。口頭弁論期日も 48 回となります。東日本大震災・福島原発事故からは 12 年が過ぎました。兵庫県を含め全国各地に今なお多くの避難者が精神的にも経済的にも苦しい生活を強いられています。

この間、全国各地での集団訴訟や東電株主代表訴訟あるいは東電経営陣の強制事件（さらには添田孝史さんなどの取材）などの過程で、政府事故調・国会事故調などでは触れられていなかった東電における津波対策の過程や政府・保安院とのやりとりなども一定程度明らかになりました。本件事故は長期評価や貞観津波の知見などをもとに津波の試算をし、敷地高 10m を超える津波の可能性を認識しながら、対策を先送りにしてきた結果、発生した人災です。東電も国も、せめて津波リスクがあることは福島県や住民に公表すべきでした（しかし、リスクを公表することで対策は避けられなかったでしょうし、原発の停止に迫られたかもしれません)。全国各地の集団訴訟では、国の規制権限の違法を認める下級審判決が相次ぎました。生業訴訟・愛媛訴訟・群馬訴訟の３つの高裁判決は国の規制権限不行使を明確に認めていました。しかし、ご存じのとおり令和４年最高裁判決は、津波の予見可能性という最大の論点について何らの言及をすることなく、対策をとっても事故は防げなかった、だから対策をとっていなかったことは違法ではないというたったそれだけの理由で国の責任を否定してしまいました。なんとも情けない判決です。勉強しても試験には受からなかったから、勉強しなくてもいいんだ、練習しても甲子園に行けないから、練習しなくていいんだ、そんな間抜けな判決です。恥ずかしいです。

最高裁は,どうしてそこまでして原発ムラにへりくだってしまうのでしょうか？　最高裁はこれまで原発差し止め訴訟において国・電力会社に追随しお墨付きを与えてきました。福島原発事故原因の一翼を司法が担ってきたのです。その反省が本件事故後には感じられた時期もありましたが、すでに最高裁はその役割を放棄してしまったのでしょうか。

もっとも最高裁の中でも、三浦守裁判官は素晴らしい反対意見を示されました。最高裁には１５人の判事がいます。まだ３：１です。判決と反対意見を見比べればどちらが正しい判断をしているかは誰の目にも明らかです。そして、全国各地の地方裁判所・高等裁判所の実務を担っている裁判官は鍛え抜かれた事実認定力で、今後も令和４年最高裁判決に惑わされることなく、正しい事実認定をされるものと信じています。

被ばくのリスク、特に内部被ばくのリスクについてはまだまだ未解明です。放射能にも避難者にも「区域割り」はありません。避難者の被ばくを避ける権利、避難選択の相当性、避難継続の相当性を大きく認めさせる判決を勝ち取る必要があります。そして、福島に暮らす人々も、避難を余儀なくされた人々も等しく、健康不安から解放され、生活再建のための支援が十分に受けられるようにすべきです。この点では、まだまだ裁判の到達点は不十分です。私たちは内部被ばくの危険性について力を込めて主張立証をしてきたところです。

2022 年１月から 11 月まで、被災者である原告らは勇気を出して法廷で被害の実態を尋問の中で訴えてきました。加害者であることをすっかり忘れている東電の代理人からの心ない質問にも、時に怒りに気持ちも込めながら、堂々と応えてきました。ここまで闘ってきた原告の皆さまに敬意を表したいと思います。

私たち弁護団は、令和４年最高裁判決を見直させるために、あきらめることなく国の責任を認めさせるために闘い抜きます。また、避難者の救済水準の大幅な引き上げ、真の救済の実現のために努力していきます。2023 年 5 月 30 日午後 2 時の最終弁論期日には力を込めた最終弁論をします。

ぜひ多くの方々に傍聴支援をお願いする次第です。頑張りましょう。

兵庫県原発被災者支援弁護団
http://hinansha-hyogo.social-action.net/
事務局長　辰巳　裕規
事務局住所:
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町１丁目 3-3
電話:　078-371-0171　　Fax:　078-371-0175
神戸合同法律事務所気付

原発賠償ひょうご訴訟

2023.4月 発行

ぽかぽか★サポートチーム

ぽかぽか★サポートチーム
尼崎市潮江 1-3-30KDI ビル４階
事務局（松本理花）080-1458-5327
http://pokapoka-hyogo.weebly.com/
フェイスブック（ぽかぽかサポートチーム）
ツイッター（@pokapokahyogo）

2013 年 9 月　神戸地裁に第 1 次訴訟 54 名が提訴
2014 年 2 月　第 1 回期日
2014 年 3 月　第 2 次訴訟 29 名が提訴
2015 年 3 月　第 3 次提訴 9 名が提訴

2，3 カ月ごとに期日があり、新型コロナ騒動前までは神戸駅前での街頭宣伝も続けてきました。
10 年の間に裁判長は 4 人交代…判決を書く裁判長には 10 年訴えてきた原告の主張をわかってほしい

2016 年 10 月弁護団＆専門家で原告の避難元を土壌調査
2022 年 1 月　第 40 回期日　本人尋問始まる
2022 年 5 月　第 42 回期日　専門家証人尋問（郷地医師）
2022 年 9 月　第 44 回期日　専門家証人尋問（郷地医師）
2022 年 11 月　第 46 回期日　本人尋問（28 世帯終了）
2023 年 3 月　第 47 回期日　更新弁論期日
2023 年 5 月　第 48 回期日　最終弁論期日

原告より

～この思い、裁判長に届けたい～

長い道のりをともに歩いてきた皆さんと、いよいよ結審と判決を迎えますね。

折しもグリーントランスフォーメーションという原発を持続して使う法案が議論されていますが、とんでもない話ですね。先日、若狭に行ってきたのですが、風光明媚な場所がいくつもあり、水も食べ物も美味しくて、何度も福島と重ね合わせて考えている自分がいました。地元の人や移住した人達と原発について語り合い、私達の地道な歩みが若狭にも繋がっていると改めて思いました。原発の「げ」の字も言えない時があるというのは私が住んでいた富岡町と同じで、血縁を含めた地縁を壊していく原発を野放しにしてはならないと感じました。富岡町も夜の森周辺が避難指示解除になりました。この 12 年の間に、事故前に一緒に夜の森の桜を眺めた叔母は亡くなり、私達家族にも様々な試練がありました。皆さんにも様々な出来事があったと思います。

一蓮托生の思いが裁判長に届くように、切に願っています。

サポーターより　～繋がって、勝利を！！～

「裁判で国の責任を認めない判決が出てしまうのは何故か！それは世間の原発事故への関心が薄れているからです！」という先日の期日前宣伝での津久井弁護士の言葉に、ハッとさせられました。

2011 年 3 月 11 日東日本大震災により、原発事故が起こってから 12 年経ちました。子丑寅・・、日本人は干支が一周すると原発事故さえ忘れてしまうのでしょうか。原発事故の緊急事態宣言はまだ解除されてもいません。被災者にとっては忘れるどころか現在進行形なのです。

福井県には敦賀 2、美浜 3、大飯 4、高浜 4、ふげん、もんじゅ合計 15 基もの原発があります。JR 神戸駅から高浜原発まで直線距離で約 98Km しかありません。「災害は忘れた頃にやってくる」という言葉がありますが、南海トラフ大地震が原発事故を起こさない保証はどこにもありません。

時速 50Km の風なら放射性物質は 2 時間で到達します。避難する時間はありません。

原発事故の責任が国に無いと言うなら一体誰の責任で原発を動かしていると言うのでしょうか。

必ず国と東京電力の責任を認めさせましょう！

結審前集会…結審 5/30 直前に集会を行います

5 月 27 日(土) 14 時～16 時
兵庫県弁護士会館
（内容：ひょうご訴訟について、原告からの訴え
最高裁判決を確定させない、など）
世論を盛り上げていきましょう

近畿の裁判にも注目を！
＊関西訴訟　@大阪地裁 5 月24日(水) 開廷時間10時　本人審問始 1 回目
＊京都訴訟　@大阪高裁 6月　6日(木)開廷時間14時30 分
「控訴審での公正な判決を求める署名」にご協力を https://www.change.org/Shien_Kyoto

サポートのためのカンパはこちらに！

りそな銀行　西宮北口支店　普通　1390467
ぽかぽかサポートチーム

公正な判決を求める署名」にご協力ください

https://pokapoka-hyogo.weebly.com/3500921028123982608531243/8626749

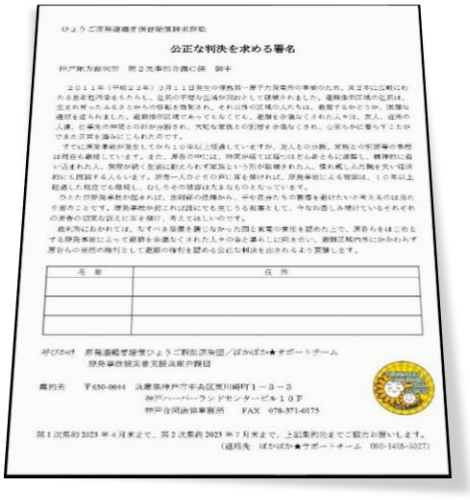
公正な判決を求める署名